

Ⅲ 重点課題

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

犯罪被害者等は、当該犯罪が意図した直接的な身体的・精神的・財産的被害のみならず、犯罪等という悪意の攻撃（あるいは悪質な行為）の対象となったことにより、精神的被害を受ける。こうした精神的被害には、身体的被害に匹敵する重大なものもあり、しかも、放置されることで一層重篤となり、治療が困

「犯罪等という悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)・・・」で述べていることは、刑法で対象とするような犯罪の直接の被害ではなく、残虐な行為や、そのような場面が招来されたことによる被害者等の体験が「精神的被害」をもたらしうることであろう。精神医学用語で言えば犯罪被害者における「外傷体験あるいはそれに類似した体験」であり、そう考えると「悪意の攻撃(あるいは悪質な行為)」の文章にある「悪」「行為の対象」という言葉は、適切ではない。加害者の「悪意」とはかわりなく、犯罪被害等によって精神的被害を受けることがあるし、また交通事故の被害者、DVや犯罪を目撃する子ども、事故事件の遺族等は行為の対象でなくても深刻な精神的被害を受けうるからである。

「悪意の攻撃・・・悪質な行為)」の部分で「予期せぬ突然の攻撃や悪質な行為等の対象となったり、それらに巻き込まれることにより、」とするのが望ましい。

②

また、犯罪被害者等が受ける身体的・精神的被害には、当該犯罪等によって直接もた

らされるもの以外に、再被害によるもの、ないしは再被害を受けることに対する恐怖・不安によるものや、保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要的にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害(二次的被害)がある。こうした再被害や二次的被害への恐怖・不安により、被害の申告をためらう犯罪被害者等もいると考えられる。

被害者の二次被害には、福祉関係者、医療関係者からのものも多い。重点課題におけるこ

の部分、第十九条における「犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程」においての二次的被害を防止するという内容に対応しているが、相談や福祉医療関係職員の対応についての苦情と改善の要望は、被害者の意見聴取やパブコメにも見られており、また厚生労働省における医療福祉関係者の研修等も 19 条の項にも掲げられていることから、

保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要的にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）の部分を

保護、捜査、公判等の犯罪被害者等が必要的にかかわらざるを得ない手続の過程で配慮に欠けた対応をされること、また治療や回復の過程でかかわらざるを得ない関係機関において配慮に欠けた対応をされることによって受ける精神的被害（二次的被害）

とすべきである。

また関連して V 重点課題に係る具体的施策

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

における「現状認識」の同様の部分の改訂も必要である。

V 重点課題に係る具体的施策

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第 14 条関係)

[現状認識]

らに、身体に~~対する~~被害（物理的外傷）はなくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等~~は~~も多数に上ると考えられ、性犯罪の被害者（同年において、傷害の結果を伴う者を除き、1 万 1,244 人）を始め、重度の PTSD（心的外傷後ストレス障害）等重篤で難治性のものに罹患している者も少なくないと考えられる。なお、性犯罪のように顕著な精神的被害を与えると考えられる犯罪については、被害申告がなされず、いわゆる暗数化している犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

「重度の PTSD(心的外傷後ストレス障害)等重篤で難治性のもの」は「もの」の示している対象が明らかでない。精神医学的には広義の「精神障害」あるいは「外傷性精神

障害」という言葉を用いるのが正確であると考えるが、「精神障害」は偏見を持って扱われがちな言葉であることも確かであり、「精神的な後遺症」ではいかがか。

またPTSD研究の視点からは「難治性」という言葉はPTSDにはなじみにくく、「持続的」のほうが、またこのような重度の障害を受けている被害者の治療を積極的に進めていく必要があるという観点からもふさわしいと考える。「重度のPTSD等、犯罪被害に対する重篤で持続的な精神的後遺症」とすることを提案するが、後段には「重度PTSD等重度ストレス反応」という言葉もあり、他の構成員のご意見も伺いたい。

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (基本法第14条関係)

- (11) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等
文部科学省において、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修について、犯罪被害者等に対する支援を充実するため、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。【文部科学省】 (再掲：第5、1.(15)エ)

- (17) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等
ア 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実するとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し

、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。【文部科学省】

- イ 文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容の一層の充実を図る。【文部科学省】
(再掲：第5、1.(15)イ)

臨床心理士が犯罪被害者のケアにかかわる機会は今後も増大し、特に学校における被害などでは少年被害者や少年の被害者遺族に対してスクールカウンセラーの果す役割も大きくなると考えられる。しかし現状では、犯罪被害の介入においても、学校現場においても、必ずしも犯罪被害者のニーズにこたえていない現状にある。専門家として犯罪被害への精神的支援を行うには、司法や司法の現状に関する一定の知識や、社会のなかでの現実的な支援との枠組みの設定、被害後の時期に合わせた技法などが必要とされる。医療関係者に対する研修と同様な国による、臨床心理士、特にスクールカウンセラーに対する犯罪被害者支援の専門研修、またさらに高度の支援に関する専門家の養成、研修をおこなうことを考えて欲しい。パブコメでも児童や家族を奪われた児童に対するケアの問題が言及されている。

「財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけるなど促進する。」

を

「臨床心理士の被害者支援に関する現状を把握し、「犯罪被害者支援に関する専門研修」を、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等を通じて、継続して実施し、技術の向上に努めるとともに犯罪被害者等の精神的支援について臨床心理関係者、スクールカウンセラーに対する啓発をさらに推進する。また被害者ニーズに対応できる専門家の養成に関して研修を行うなど必要な施策を実施する。」

とする。